



2022年5月24日

各 位

会 社 名 富士フイルムホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長・CEO 後藤 禎一
(コード番号：4901 東証プライム)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部長
吉澤 ちさと
(TEL：03-6271-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第126回定時株主総会に、下記のとおり、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が2021年6月16日に施行されたことに伴い、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の利益にも照らして適切でないとするときは、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができるよう、定款第13条第3項を新設し、同条第2項に所要の変更を行います。なお、本定款変更については、産業競争力強化法第66条第1項の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けています。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更します。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めます。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けます。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除します。
 - ④ 上記第16条の新設・削除の効力発生日等に関する附則を設けます。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款 (抜粋)	変更案
<p data-bbox="359 414 587 448">第 3 章 株主総会</p> <p data-bbox="159 488 790 660">第 13 条 (1) 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (2) 当会社は、東京都で株主総会を開催する。</p> <p data-bbox="438 739 518 772">(新設)</p> <p data-bbox="159 996 790 1243">第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="438 1288 518 1321">(新設)</p> <p data-bbox="438 1646 518 1680">(新設)</p>	<p data-bbox="1013 414 1244 448">第 3 章 株主総会</p> <p data-bbox="805 488 1165 521">第 13 条 (1) (現行どおり)</p> <p data-bbox="909 593 1452 952">(2) 当会社は、東京都で株主総会を開催する。<u>但し、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りでない。</u> (3) 当会社は、<u>感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でない</u>と取締役会が決定したときには、<u>株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p data-bbox="1085 996 1173 1030">(削除)</p> <p data-bbox="805 1288 1452 1568">第 16 条 (1) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> (2) 当会社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="821 1612 917 1646">(附則)</p> <p data-bbox="805 1646 1452 1993">第 1 条 (1) 変更前定款第 16 条の削除及び変更後定款第 16 条の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u> (2) 前項の規定にかかわらず、<u>施行日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条</u></p>

<p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;"> <u>はなお効力を有する。</u> <u>(3)本条の規定は、施行日から 6 カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u> </p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
---------------------------------------	---

3. 日程

定款変更のための株主総会予定日	2022 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生予定日	
①定款第 13 条の変更の効力発生日	2022 年 6 月 29 日
②定款第 16 条の変更の効力発生日	上記「2. 定款変更の内容」の附則第 1 条に記載のとおり

以 上